

発行総額 **4億8,400万円!!**

喜多方市生活応援・消費喚起商品券 取扱店を募集します!

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い大きな影響を受けた市民及び事業者の支援策として、経済の活性化・消費喚起を目的に「喜多方市生活応援・消費喚起商品券発行事業」を実施します。

この事業は、全市民に商品券を配付する「きたかた生活応援商品券」と、4,000円で6,000円分の商品券を購入できる「きたかたプレミアム付商品券」の2種類、**総額4億8,400万円分**の商品券を発行します。多くの事業所の参加をお待ちしております。(参加費無料)

募集期間 **令和2年9月10日(木)から9月25日(金)まで**

※ 上記期間内の申込み分については取扱店一覧チラシに掲載します。これ以降も募集は継続しますが、紹介はホームページのみとなりますので、お早めにお申し込みください。

【参加資格】

喜多方市内に所在する事業所または店舗で、商品券による引換販売が可能な事業所・店舗

※ 「きたかた生活応援商品券」のみ、または「きたかたプレミアム付商品券」のみの参加はできません。

【申込方法】

生活応援・消費喚起商品券取扱店申込書(裏面)に必要な事項を全て記入し、市商工課または各総合支所産業建設課へ持参、またはFAXか郵送で提出してください。同一事業所で複数店舗を有する場合は、**個別**に申込みが必要です。

【商品券仕様】

①きたかた生活応援商品券

発行総額 2億800万円

市民一人あたり1セット 4,000円
(小規模店専用券 3,000円、共通券 1,000円)

非課税世帯構成員一人あたり1セット 6,000円
(小規模店専用券 4,000円、共通券 2,000円)

②きたかたプレミアム付商品券

発行総額 2億7,600万円

市民一人あたり1セット 4,000円で額面6,000円分を販売(購入引換券を送付)

(小規模店専用券 4,000円、共通券 2,000円)

※共通券とは、大規模店等・小規模店の双方で利用が可能な券のことをいいます。

本事業における大規模店等とは下記のいずれかに該当する店舗とします。

- ・当該店舗面積1,000㎡以上の店舗
- ・登記簿上の本店(本社)が喜多方市内にない事業者が経営する店舗(実質的な経営を含む)
- ・全国的なチェーンまたはフランチャイズ展開している事業を担う店舗(登記簿上の本店(本社)が喜多方市内にある場合を除く)

【きたかたプレミアム付商品券販売窓口】 ※きたかた生活応援商品券は各世帯へ郵送でお届けします。

市内各郵便局(17カ所・簡易郵便局除く)、会津喜多方商工会議所、きたかた商工会(各地区センター4カ所)

【有効期間】

きたかた生活応援商品券・きたかたプレミアム付商品券とも、

令和2年10月18日(日)から令和3年2月28日(日)まで

※有効期間を過ぎた商品券は無効となり取り扱いできません。

使用された商品券の裏面に取り扱い店舗名を明記し、換金請求書と一緒に換金機関へ提出してください。

確認後、指定口座へ振り込みとなります。(換金機関は後日お知らせいたします。)

【手数料等】

参加料、換金手数料等の費用負担は一切ありません。

【その他】

お申込みいただいた取扱店には、後日商品券取扱要項を送付いたします。

また、商品券取扱店一覧を作成し市民へ周知するほか、市等のホームページへ掲載いたします。

この他、取扱店用のぼり旗とポスターを用意いたします。申請書に受け取り希望場所を記載してください。

さらには、商品券発行事業をきっかけとした二次消費を誘発するために商品券の利用者でアンケートにお答えいただいた方を対象として、取扱店で利用できる商品券が当たる抽選会を行います。

● 郵送による申込 市役所本庁商工課 〒966-8601 (住所記載不要)

● FAXによる申込 **喜多方市商工課 0241-25-7073**

● 来庁による申込・問い合わせ

○市役所本庁商工課 〒966-8601 喜多方市宇御清水東7244番地2 ☎ 0241-23-5073・24-5233・24-5247

○熱塩加納総合支所産業建設課 ☎ 0241-36-2115 ○塩川総合支所産業建設課 ☎ 0241-27-2122

○山都総合支所産業建設課 ☎ 0241-38-3831 ○高郷総合支所産業建設課 ☎ 0241-44-2114

喜多方市生活応援・消費喚起商品券取扱店参加申込書

注意: 郵送・FAXでお申し込みの方には、受領確認の連絡を差し上げますので、連絡がない場合は恐れ入りますが市商工課までお問合せください。

当店は、喜多方市生活応援・消費喚起商品券事業の趣旨に賛同するとともに、実施要項を遵守し取扱店として申込みいたします。

フリガナ			
事業所名			
フリガナ	フリガナ		
代表者名	印	担当者名	
チラシ掲載店舗名			
業種	<input type="checkbox"/> 小売 <input type="checkbox"/> サービス <input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> その他()	主な取扱品	
本店・本社所在地	〒 ー		
申込店舗情報	〒 ー 喜多方市		※店舗面積(m ²)
	TEL		FAX
商品券換金精算時のお振込先(※ゆうちょ銀行を除く)⑨お間違えないよう正確にご記入願います。			
金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座	左詰めで記入 口座番号	
フリガナ			
口座名義			
ポスター・のぼり旗 受領希望場所	市役所本庁	熱塩加納総合支所	塩川総合支所 山都総合支所 高郷総合支所

注) 本申込書のデータを基に取扱店一覧チラシを作成いたしますので、事業所名等全て正確にご記入願います。

なお、収集いたしました個人情報には本事業以外の目的には使用いたしません。

- 全ての項目へのご記入後、表面記載の市商工課または各総合支所産業建設課へお持ちいただくか郵送にてお申込ください。
- 同一店舗で支店・営業所等複数店舗を有する場合は、個別にそれぞれお申込みください。

【 誓 約 書 】

1. 商取引なく商品券の換金を行う直接換金を行いません。
2. 使用済み商品券を再利用する他店転用行為を行わず、商品券裏面に押印のある商品券は受領いたしません。
3. お客様から有効利用期間を経過した商品券は受領いたしません。
4. 商品券を使用できない商品・サービスに対して、商品券での支払いを受け付けません。
5. 商品券利用によるつり銭は出しません。
6. その他一般的に不適切と考えられる取り扱いや換金はいたしません。
7. 消費者から受領した商品券を換金前に紛失した場合、全て自己責任とし、市へ損害賠償の請求はいたしません。
8. 商品券の換金期限が過ぎた換金請求はいたしません。
9. 商品券利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じた場合は、取扱店の責務として解決に努めます。
10. 市からの実施状況アンケート調査について協力します。

当店は、以上のことを遵守することを誓約し、万一不正行為等が発覚した場合は、取扱店の登録抹消となること及び受領した商品券の換金がされないこと、また、既に換金されていたものについて返金する場合があることに同意いたします。

令和 年 月 日 責任者氏名

⑨ (自署)